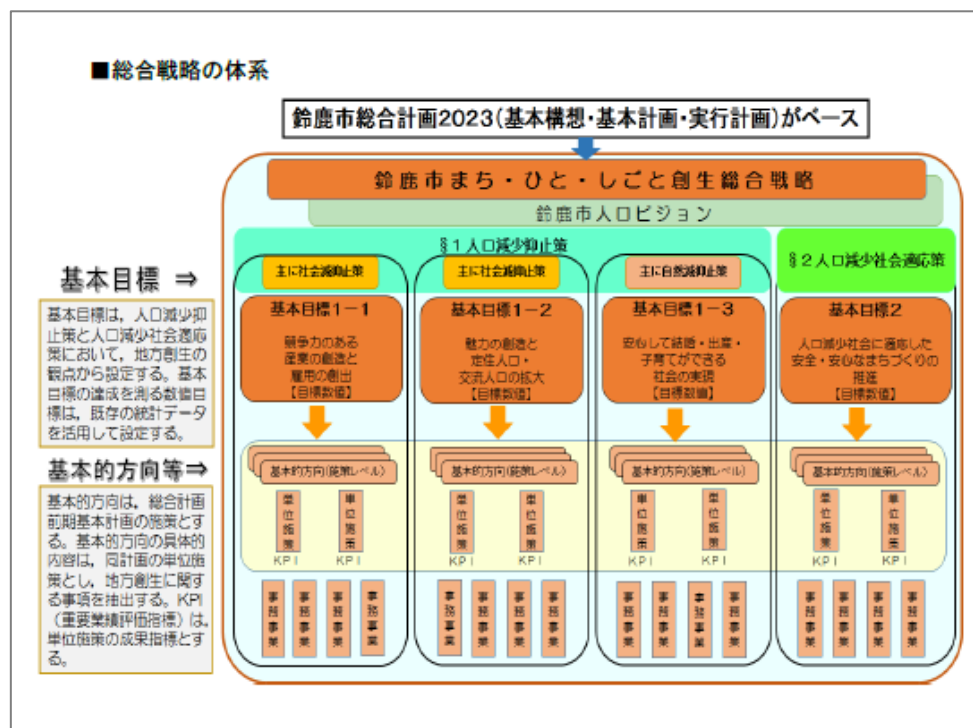


鈴鹿市地方創生会議の概要について

1 鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成26年に制定された「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」により、鈴鹿市においても法第10条に基づき国及び三重県の「総合戦略」を前提とし、市町村版の総合戦略として、令和元年度までの「鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に続く「第2期鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和2年3月に策定しました。

この「第2期鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、鈴鹿市総合計画2023との整合を図り、「鈴鹿市人口ビジョン（改定版）」（令和2年3月）の分析に基づく課題への対応や、地域の特性に応じたまちづくりを推進するため、下図に示す人口減少抑止策及び人口減少社会適応策の2つの方向性において、4つの基本目標を掲げ、総合計画の後期基本計画からそれぞれの基本目標の達成に寄与する施策などを抽出し、総合戦略としてまとめています。



2 総合戦略の取組

総合戦略における取組内容としては、人口減少及び人口構造の変化がもたらす課題を踏まえ、4つの基本目標に統計データなどから目標数値を設定し、それぞれの基本目標と目標数値の達成に寄与する「施策の基本的方向」及び「施策の具体的な内容」を位置付けるとともに、進捗状況を検証するための指標（KPI）を設定し推進を行います。

3 鈴鹿市地方創生会議設置の目的

鈴鹿市地方創生会議（以下「会議」という。）は、人口減少社会に対応した自立的かつ持続的なまちづくりを行うための本市の地方創生総合戦略である「第 2 期鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の効果的な策定と施策の推進のため、学識経験者や産業界などから幅広く意見を聴取し、その知見を積極的に活用することを目的に設置します。

※鈴鹿市地方創生会議は、総合戦略の策定や取組の推進などに関する方向性を会議として意見集約し、市に対して提言などをする趣旨で設置するものではなく、構成員個々のお立場から地方創生に資する意見を聴取し、総合戦略の策定や推進などに活用させていただく趣旨で設置するものです。

4 構成員の定数及び構成

会議の構成員は 15 人以内としており、鈴鹿市総合計画 2023 との整合を図る観点から、鈴鹿市総合計画審議会委員又は審議会委員の構成団体の中から就任を依頼するほか、国の総合戦略策定の手引きに基づき、産業界、学術、行政機関、金融機関、労働団体、メディア（産学官金労言）の分野から就任依頼を行うこととしています。

5 会議

会議の開催、進行などは次のとおり行います。

- ①会議の招集は市長が行うとともに、市長が座長となり会議の進行を行います。
- ②会議には、会長、副会長などは置かず、全ての構成員が同等の立場で意見交換を行います。

6 令和 5 年度 会議開催スケジュール（予定）

- 回数：2 回
- 日程等：1 回目：令和 5 年 9 月 20 日（水）13 時から
（事項）令和 4 年度地方創生応援税制の取組事業結果について
「第 2 期鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標・施策の基本的方向の達成状況に関する効果検証について
- 2 回目：令和 5 年 10 月 27 日（金）10 時から
（事項）鈴鹿市総合計画 2031 前期基本計画（地方版総合戦略）素案について

7 参考資料

(1) 鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程

平成27年 6月29日訓令第8号
改正

平成27年 9月28日訓令第14号
平成28年 1月 7日訓令第1号
平成28年 2月12日訓令第2号
平成28年 3月29日訓令第12号
平成28年 5月18日訓令第17号
平成28年 6月22日訓令第19号
平成29年 2月24日訓令第1号
平成29年 3月13日訓令第3号
平成29年 3月24日訓令第5号
平成29年 8月 4日訓令第11号
平成29年 9月12日訓令第14号
平成30年 3月13日訓令第2号
平成31年 3月25日訓令第3号
令和元年 7月 4日訓令第2号
令和3年 3月19日訓令第6号
令和4年 3月30日訓令第4号

鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市長が行政運営上必要な意見聴取、情報共有、連絡調整等のため、職員以外の同一の学識経験者、団体の代表、公募市民等の参集を継続して依頼し、それらの者のみで、又はそれらの者を交えて開催する会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の名称等)

第2条 会議の名称、開催の目的、構成員数及び所管課は、別表のとおりとする。

2 会議の名称は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関と誤認されることのないよう配慮しなければならない。

3 開催の目的は、調停、審査、審議又は調査のためのものと誤認されることのないよう配慮しなければならない。

4 構成員数は、その開催の目的等に応じ、必要最小限の数とする。

(身分)

第3条 会議の構成員（本市の職員を除く。）は、本市の職員の身分を有しない。

(謝礼等)

第4条 会議の出席者（以下「出席者」という。）に対する役務の対価及び実費弁償として、予算の範囲内で謝礼及び市外から会議に出席するために要した旅費相当額を支給することができる。

2 前項の規定により謝礼及び旅費相当額を支給する場合は、その額等について、あらかじめ鈴鹿市事務決裁規程（平成9年鈴鹿市訓令第1号）第2条第8号に規定する部長の決裁を受けなければならない。

3 第1項の謝礼の額は、鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和24年鈴鹿市条例第58号）第2条に規定する報酬の額、出席者の役割等を勘案して、適正な額とする。

(会議)

第5条 会議への出席は、市長が依頼する。

2 会議の進行は、所管課の職員又は会議の座長として出席者のうちから互選された者が行うものとする。

3 会議は、出席者の個別意見の聴取又は出席者との情報共有、連絡調整等を行うことを目的として、進行しなければならない。

4 会議は、必要に応じて、分科会、小会議等を開催することができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

別表（第2条関係）

会議の名称	開催の目的	構成員数	所管課
鈴鹿市地方創生会議	鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に係る意見聴取	15人以内	政策経営部 総合政策課
鈴鹿市玉垣会館運営会議	鈴鹿市玉垣会館における事業の実施及び円滑な管理運営を行うための意見聴取	20人以内	地域振興部 人権政策課
鈴鹿市玉垣児童センター運営会議	鈴鹿市玉垣児童センターにおける事業の実施及び円滑な管理運営を行うための意見聴取	26人以内	地域振興部 人権政策課
鈴鹿市一ノ宮市民館・一ノ宮団地隣保館運営会議	鈴鹿市一ノ宮市民館及び鈴鹿市一ノ宮団地隣保館における事業の実施及び円滑な管理運営を行うための意見聴取	20人以内	地域振興部 人権政策課
鈴鹿市一ノ宮団地児童センター運営会議	鈴鹿市一ノ宮団地児童センターにおける事業の実施及び円滑な管理運営を行うための意見聴取	26人以内	地域振興部 人権政策課
鈴鹿地区小児在宅医療多職種連携会議	在宅で医療を必要とする小児等が医療及び福祉のサービスの提供を受け、地域で安心して療養できるための関係機関間の情報共有及び連絡調整	30人以内	健康福祉部 健康づくり課
鈴鹿市空家等対策協議会	鈴鹿市空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に係る意見聴取	15人以内	都市整備部 住宅政策課
S U Z U K A 女性活躍推進連携会議	あらゆる分野における女性の参画を促進するための関係機関間の情報共有及び連絡調整並びに男女共同参画社会推進のための意見聴取	15人以内	地域振興部 男女共同参画課
5歳児健診検討会議	集団活動になじみにくい児童等を早期に発見し、適切な支援を行うための5歳児健診の実施に係る意見聴取	20人以内	子ども政策部 子ども家庭支援課
鈴鹿市認知症初期集中支援チーム検討会議	認知症の早期診断及び早期対応に向けた課題並びに認知症施策に係る意見聴取	15人以内	健康福祉部 長寿社会課
鈴鹿市農業委員会委員候補者検討会議	鈴鹿市農業委員会委員の候補者に係る意見聴取	5人以内	農業委員会事務局
鈴鹿市地域づくり検討会議	地域づくり協議会と行政との協働の仕組みを整備するための意見聴取	13人以内	地域振興部 地域協働課
鈴鹿市手話言語施策推進検討会議	鈴鹿市手話言語条例（平成30年鈴鹿市条例第20号）第6条各号に規定する施策に係る意見聴取	6人以内	健康福祉部 障がい福祉課
鈴鹿市特定空家等判定検討会議	特定空家等の周辺の生活環境を保全するための必要な措置に係る意見聴取	5人以内	都市整備部 住宅政策課

（２）鈴鹿市地方創生会議運営要領

鈴鹿市地方創生会議運営要領

（趣旨）

第１条 この要領は、鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程（平成２７年鈴鹿市訓令第８号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、鈴鹿市地方創生会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（意見聴取する事項）

第２条 会議において意見聴取する事項は、次のとおりとする。

- （１） 鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に関すること。
- （２） 総合戦略の取組結果の検証に関すること。
- （３） 総合戦略の効果的な推進に関すること。
- （４） 前各号に掲げるもののほか、総合戦略に関して必要な事項

（開催期間）

第３条 会議の開催期間は、平成２７年９月１５日から総合戦略の計画期間が終了する日までとする。

（会議の構成員）

第４条 会議は、別表に掲げる分野に属する者をもって構成する。

（会議）

第５条 会議に座長を置き、市長が座長となり進行するものとする。

- ２ 会議は、出席者の個別意見の聴取又は出席者との情報共有、連絡調整等を行うことを目的として進行しなければならない。
- ３ 会議の目的のために必要があると認める場合は、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- ４ 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した構成員がその職を行う。

（会議の公開）

第６条 会議は公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるときその他公益上必要があると認めるときであって市長が非公開と決定したときは、この限りでない。

（会議結果）

第７条 市長は、会議の終了後、遅滞なく会議結果の要点録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書きの規定により非公開とされた会議の内容については、この限りでない。

（庶務）

第8条 会議の庶務は、政策経営部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年9月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

分野
学識経験者
産業団体
金融機関
報道機関
労働団体
住民自治組織
行政機関

(3) 鈴鹿市地方創生会議の傍聴に関する取扱い

鈴鹿市地方創生会議の傍聴に関する取扱い

1 傍聴人の定員

会議の傍聴人の定員は5人とする。

2 傍聴証の交付

会議を傍聴しようとする者は、傍聴証（様式1）の交付を受けなければならない。

なお、傍聴証は、会議開会予定時刻の30分前から10分前まで、会場の受付において交付する。

3 定員を超えた場合の取扱い

傍聴証は先着順に交付することとする。傍聴しようとする者が傍聴定員に達した場合、それ以降は傍聴証を交付しないこととする。

4 傍聴席に入ることができない者

次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (4) その他、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

5 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (2) 大声を発する等騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻又は腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話を使用しないこと。
- (7) 録画、録音、写真撮影等をしないこと。
- (8) その他、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

6 傍聴人への資料の配布

傍聴人には、会議資料を配布するものとする。

7 係員の指示

傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

8 違反に対する措置

市長は、ここに定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人が従わないときは、当該傍聴人の退場を命ずることができるものとする。

鈴鹿市地方創生会議傍聴証

NO _____

年 月 日 限

※この傍聴証は、お帰りの際、事務局へ返却してください。

【傍聴に際しての注意事項】

- 次のいずれかに該当する場合は、傍聴できません。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる場合
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている場合
 - (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている場合
 - (4) その他、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる場合
- 傍聴に当たっては、次の事項をお守りください。
 - (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
 - (2) 大声を発する等騒ぎ立てないでください。
 - (3) はち巻又は腕章の類をする等示威的行為をしないでください。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないでください。
 - (5) みだりに席を離れないでください。
 - (6) 携帯電話を使用しないでください。
 - (7) 録画、録音、写真撮影等をしないでください。
 - (8) その他、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為はしないでください。